市民オンブズマンわかやま

発行日 2013年7月16日 発行責任者 畑中 正好 連絡先 和歌山市十二番丁 1 0 番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

和歌山市の包括タ

道路整備計画 未整備率 4 3 · 6 %

井 上 さ せん て厳 雨 hh お て が אָי י ますが、 変 い暑さがつづい 明 ゎ け 月

いじござ

ま

み

なさ

申し上げます。 かない にも暑中お うちゃ 読者の くちゃ ませ 見 みい な

十分な暑さ対策

にして住民監

ίĺ

それ

を端

とても 阪 ょうか。 谷 重 マは、 要ですね。 さて、 何 ίΞ 今 回 し まの

阪谷

で、それ

歌

Щ

引市の登場。

畑中 迫 間 ね。 度末に公表されます。 結 知果が毎年3月の年 T 包括外部監査の いつも。 注目し てい ます

h

が

注

目

に

値

性

摘

に

での 指

楽しみです。 ほうー。 れ 氏が行った包括外部監査の結果が注目に 括外部監査人・和中修二 (公認会計士) 変わりございませんか。 今年は、 今回の編集部座談会は、 「中お見舞い申し上げます。 酷暑が続いておりますが、 和歌 Щ 市 の 包 お

値しましたので取り上げました。

7

初

め

に

ζ の

> 井上 ます^い だことが2度 畑 阪 度の和歌-中 監査 公表された平成24年 摘があったのですか。 谷 ますから。 そうです。今年 久々です 注目に値する指 Щ 及に及り 市の外部 度 も あ h

畑中 迫 間 うのですか。 24年3月の ,業計画 そうです。 50年弱未着 が)整備 あると 計 手 平 言 成 の 画

ま れ い味 か 画 ・2年要すると試算、 手の整 ます。 はないと指摘し 備計画実現に現実 ر ا Ķ ろ、 実 画 43 れている、 現年数が267 [決定後 路 の 計画 6 備 行 の 計 道 50年弱未 の で 未 路 ک ار 都 部 画 あ 画に、 ると が含 市計 i 監 査 の T 整 - 1 -

非商

することです。 事業の入札に開命市計画道路・ ませんが、 にまでは ね 違 ま 指及法関 和 す

道 路 中

事都

終泉

井 上 うして50年弱も未着 下さい。それで、ど 線が未着手です。 手と言えるのですか。 ちょうと待って

46

路線に対し、

8 路

す。

が引き継がれてきて 着手されず計画のみ いるからですよ。 日がはじまりであり、 定された当初の年月 それは、計画決

路線 27 日 路線 28 日 て 年弱未着というの 8路線のうち、1 口、それ以外の7級が昭和24年2月 ます。 に計 が昭 i画決定· おりなので 和40年1月 だから、 され

> 阪谷 井上 れず、計画だけが引。 た計画が、着手さ なるほど。 約50年前に決定

迫間 ませんか。 は、そもそも、 き継がれていると がないと考えられ そのような計画 時代も変 必要

> 井 上 化して 体が。 継がれてい 計画がそのまま引きません。約50年前の せん。約50 私 に は ること自 信じられ

畑中

いないと。



の の、

市は「

しており、

画の見直し

約50年も未着手 速やかに行うよう望む」とされる しています。 もちろ

阪

谷

畑中 井上 ゃ 直すべきです。 の計画は、早期に見 外部監査人も「速 かに見直しを行う そうですよ。 その点、和 中包

ことが望まれる」と 井上 Ŕ 等との合意形成を図 くりに関与する機関 していますが。 りながら」を前 分かりますか。 和歌山市の対応 提に

ん、「市民及びまちづ 畑中 や路線廃止を含め検ついては、道路幅員 スタープラン」には、 討します。」とし、市 「長期未着手路線に している都市計画マ はい、 見直し作業に着 市 が公表

迫 間 提起していますが、 も見直しの必要性を それに、国交省や県 でいないから、速や ているのです。 いるのですね。 の見直し作業が進ん な見直しを求めて と思われます。 なるほど、実際 平 成 18

もちろん。

るような見直し原案 先ほどの指摘を行っ 況にはない」として、 を現状提示できる状 クコメントを得られ 合意形成に時間 業に着手してい だから包括外部監査 見直し作業は進ん 手していると言っ しかし、実際 そのようです。 関係機関との 見 直 パブリッ を要 るも し で の て 畑中 井上 迫間 阪谷 が働き、未 など、 でしょう。 手だから、 与えますから、見直 効活用が難しくなる期間地権者の土地有 間が長くなると、長 しては問題です。 け 年は超えていますね。 しは急ぐべきです。 計にも過重 のも、行政の姿勢と 11 れば、見直さない 月 に提 国や県が言わな また、 約50年間も未着 市民の生活設 未着手の期 からでも5 起 都市計画 よけいに 一な影響を 建築制限 して ١J 画 ま



路建設の入札

落札率20件中6件が90%以上

ながも外

お保公監かそれれ性人

l١ 確

なる改革 れもあ が確 に ょ る つ に さ 向 て れ めな は つ IJ 谷 ていると が 談 私 合 の 1指摘 床 に な

に

限

定

け

て

です

が必要であ るけとた い は き 見過ごすことが ま したから。

依 に 競 然 お 争

)て存在.

して

考える」

として

ま

きませんね。

間

検

討

井 上

す。

畑

題

が

禾口

哥欠

Ш

一 大 学

前旬

馬尺

馬尺

前旬

広

場

関

連

あ 中

る

か 問

部

ょう。

それは

問題でし

畑中

それ

は

監

查

か 存 区 。在 割

上在している そうなん

いるのでするんだ。地

ゕੑ 割

それが分か

IJ

ŧ

IJ

りになっているのどのような地区

す

か。

における地区割りが競争入札参加基準表外部監査人は、「一般

入札に 次に、

亚

ത

お

そ 性 変

お

こ れ で て

る

の 者 が入札に か、 すぐ に

Ū いるようなも **で下** さい

畑中 の努め は

そ もそも、

わ れてい

ま いす。 行 政 と言っ ば、

て 合 IJ

は ないですか。

ので

るかどうかいいか

す れ ば、 参 分 加 تع 談かす 定していることは IJ 地 X 入札

内

の業者

ます。 そういうことが

井 上 地 て包括外部監査人は。 域 過 週保護にならない域割りについて、 地 域割りに

争 性 場 は、「撤廃も考 よう随時見 慮 にいれて 合によって を検討し」、 のある 入競

晢

るべ て さ しし れ ます。 きで るように留意す 手 ある」とし 続が実施

査は行っていないの 落札率などの調 谷 です ゕ゚ の調

点

か

平 成 円 超 23 行っ たえ の 年 度 て の 工事や委 の 5 0 ま す。 抽

> 状況です。 ※ 未満が 1 件、 0 には 落 そ 札 なり19件、その内、 未満が5件、80 1件、80%以上 90%未 率 1 によ 同 90 不成立で % 0 0 % 件という 以上が5 いま が1 1 す。

畑 中 井上 多いと言うべきです。 90%以上が19件中6 谷 件と言うことになり ますが、この件数は そうですよ。 その状況だと、 私も多いと 恵い

迫 間 す。 の 指摘: 包括 外部 查 人

が 11 最 低 る 件と大半を 制 ŧ 限 の 価 Ō 格 の



木く果工載の 報 告 模まに、 す。 よっ 詳 土 し

で

は

なく、

さお

れい

いくべきことくい入札制度、より談合がく、業者間に

にく

, て、

ているのですよ。

りし ζ る ١J していることがいけは3地域に区割市内を4地域を 市 市 内 た 規 で れ 地に 分 割あ

です。にしてい

阪

と見る必

変が

機 ま

能 す。

し 。 て 談

合ない

. あり証 拠 が

井上 かります。 ったとしても、 一般 競争 札 そ で

に区分

阪谷 歌山市政は、 止 歌 一に消極 そう言う視 は、 的 現 在

であ 談 合と防 の和

ない

断 せざるを得

3

を

落

ح ار 駅前広 は 傾向が見 なくなく、 90 て落札 か和歌 合の % · 橋 ていることから、 以上が5件 部の業者に集中 場関 可 能性はない を X 受けられる されている Щ 北 雄ノ浦橋、 大学前 割りによ 連事業で 橋架替工 部に限 駅

畑中 井上 一部 中して落札 てい とは ることに関する説 を少し詳しく。 ます。 言い 19件を落 の 難 されてい 業 L١ 者に ع 朗 集 U

畑中

和

明白ですね。

です。 件の業者が 札 業者です。 ち落札件数1 みるとは業者 事業者数で そのう 2 10

者で 場関係工事です。 1業者、 た 1 が 1 Щ す。 大学前 Ĭţ · 業 者 - 業者、 l١ 4 4 · 件 が 1 ずれ 件を落札 の 3 件 が 駅 4 も 件 和 の 前 広 業

> とですか。 I関係: 件 の そうです。 なるほど。 札 エ 工事と言うこ 事 た Ιţ 1 業 者 架 連 **ത** 井 上 l١ 厚じゃ 言い難 ίĺ いてで ば

集中していることが 業が一部の業者 歌 Ē Ш 畑中 Ιţ 額 以上ですか。

大学前駅駅前広場関 工事4件の平均落 率が89・67%で それに、 畑中 井 上

阪谷 ようなレベル ですよ、それは。 注目すべき指摘 では という な

ても指摘しています。 それは

や委託事業の20件

ない すか。 てい 変更 合

の増加変更につい いいえ、契約金

先のサンプルエ

迫 ていると疑うにたる 証拠ですよ、それは。 . が 3 契 ま そ 約 れ から、 が常態化 分2を超 は 更契約 で 加 えの

阪谷 なり、 を形骸化させることに 乱発は、一般競争入札 中 お りです。それに、 増加変更契約の おっしゃると 重大な問題です。

増 加 す。 あるようで 超える工事も 率30%を

て変更契約を減 迫 間 中 の指摘 外部監査 結果と ば。

ます。 と考える、としてい で けることができた 例 ある」とし、次の ば、 その事例は、「市 契約変更 連道 を

> の /学前駅 2 件 で I ター 他設置工事」 す。 この 広 和 場シ 歌 駅

井上 ます。 よく てみる必要性を 市 30 前 %を超えています。 民 前 広 広場関 場の の目線でも調べ 出てきますが、 和 歌 方は増え Щ 係工事が 一大学前駅 加率 感じ

阪谷 ば、 要がありそうですね。 視活動を強化 和歌山市への監これらからすれ ええ。 そのよう はする必

事3件の落札率が99 あ 常 89%です。一方、 ָנו (נו 札 件数 態化している 橋架替関連工 1 件の 10 業 は 契約をしているとい中5件が増加の変更委託業務では、7件 中 15 委託業務

件、

とり

わ

Ιţ

5

件 迫間 札 ιţ その2業者の 談合の疑 l١

の平均落札率

77

うのです。

阪

とすると、

3

・21%です。 が落 井上 小さく産んで大 きく育てる、

ですか。

という

すよう努力すべ き

お気張りやすオンブズマン ようこそ京都におこしやす

第20回 全国市民オンブズマン 京都大会

「このままやったら、 あきまへんどすなぁ議員さん」

9月7日(±)~9月8日(日)2日間 会場 龍谷大学 深草学舎3号館

TEL: 075-642-1111 FAX: 075-642-8867

〒612-8577京都市伏見区深草塚本町67(京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋」駅下車、東へ徒歩約7分

全国の市民オンブズマンの皆様、

今年で20回を迎える「全国市民オンブズマン大会」の開催地は「千年の都」京都です。 実行委員一同、心をこめて皆さまをお迎えする

準備を進めています。

参加をご希望される方は事務局までご連絡下さい。 連絡先 電話073-433-2241 畑中正好



大会スケジュール(案)

9月7日(土)		9月8日(日)	
13:00	開会	09:30 ~ 10:00	分科会報告
13:05 ~ 13:15	実行委員会挨拶+基調報告	10:00 ~ 11:00	秘密保全法の概要と情報公開訴
13:15 ~ 13:30	政務活動費改正調査報告		訟報告
13:30 ~ 14:30	「議員通信簿」報告(京都+各地)		全国オンブズマン20年の活動の
14:50 ~ 15:50	議会改革シンポジウム		アセスメントセス各地報告
15:50 ~ 16:10	包括外部監査 表彰+活用法報告	11:00 ~ 12:10	各種調査報告
16:30 ~ 18:00	分科会(1)議会 (2)包括外部監査	12:10 ~ 12:30	大会宣言、決議
	(3)「なんでも活動交流」(4)警察		
18:20 ~ 20:00	懇親会		

当面の予定

7月16日 PM 4:00~ ニュース発送作業日

7月24日 PM 6:00~

第2回全員会議

7月25日 PM 2:10~ 県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟の裁判(大阪高裁)

8月26日 PM 4:00~

編集会議

9月3日 AM 10:30~

県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟の裁判(大阪高裁)

9月7日 ~8日

全国大会(京都において)

9月17日 PM 4:00~

ニュース発送作業日

9月25日 PM 6:00~

第3回全員会議

9月27日 AM 10:30~

県議政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)

裁判情報

県議·政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

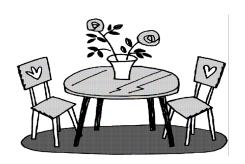
· 和歌山地裁裁判

裁判は,7月9日に行われました。相 手方から主張書面が提出されました。

次回,9月27日午前 10 時 30 分から です。

· 大阪高裁裁判

控訴審裁判が,5月29日に行われました。引き続き相手方から主張がなされる予定です。次回,9月3日午前10時30分からです。



次回会員会議のご案内

日 時 7月24日(水)午後6時~

場 所 和歌山合同法律事務所,会議室

こぞってご参加下さい